

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と中間見直しの必要性

坂井市環境基本計画は、坂井市環境基本条例(2006(平成18)年3月制定)に基づき、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として策定しています。

本市は2009(平成21)年3月に第一次計画となる「坂井市環境基本計画」を策定しました。その後2014(平成26)年3月には、「坂井市環境基本計画改訂版」を策定し、生活環境や自然・歴史の保全、循環型社会の形成など5つの行動方針と13の行動目標を設け、東日本大震災による原発事故に伴うエネルギー政策の転換や地球温暖化対策、生物多様性*に対する関心の高まり、市民意識の変化などを踏まえた取り組みを進めてきました。

一方で、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や生物多様性の損失、海洋プラスチックごみや食品ロス問題など、環境に関する問題は近年益々多様化、複雑化しています。2015(平成27)年12月には第21回締約国会議(COP21)において、2020(令和2)年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定*」が採択され、産業革命以前に比べて世界の平均気温の上昇を2℃以下に、できる限り1.5℃に抑え、21世紀後半には温室効果ガス*の排出を実質ゼロにするという目標が掲げられました。こうした環境を取り巻く状況の変化に対応するため、2021(令和3)年3月に、第二次坂井市環境基本計画(以下、「現行計画」という。)を策定しました。現行計画では、本市の目指すべき環境像を「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」と定め、その実現に向けて5つの行動方針を掲げるとともに、それに対応した11の行動目標を示しています。

現行計画の対象期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間であり、本年は計画策定から5年目となります。この間、本市では2050年ゼロカーボン*シティの実現を目指した「坂井市脱炭素*ロードマップ」の策定や、国においては2024(令和6)年5月に「第六次環境基本計画」が策定され、「ウェルビーイング*/高い生活の質」をすべての施策の上位目標として位置づけ、環境・経済・社会の統合的向上を図るという新たな方向性が示されました。また、県においては、2023(令和5)年3月に福井県環境基本計画が見直しされており、環境を取り巻く状況は刻一刻と変化しています。このような社会的動向や現行計画策定後に作られた新たな上位・関連計画に対応し、市民や事業者の参画、連携のもとで環境に配慮した取り組みをより一層推進することを目的として、中間見直しを行います。

また、中間見直しにあたり、現行計画の中に「坂井市食品ロス削減推進計画」を新たに組み込み、策定後は第二次坂井市環境基本計画の一部として、進行管理を行うこととします。

2. 計画策定の目的

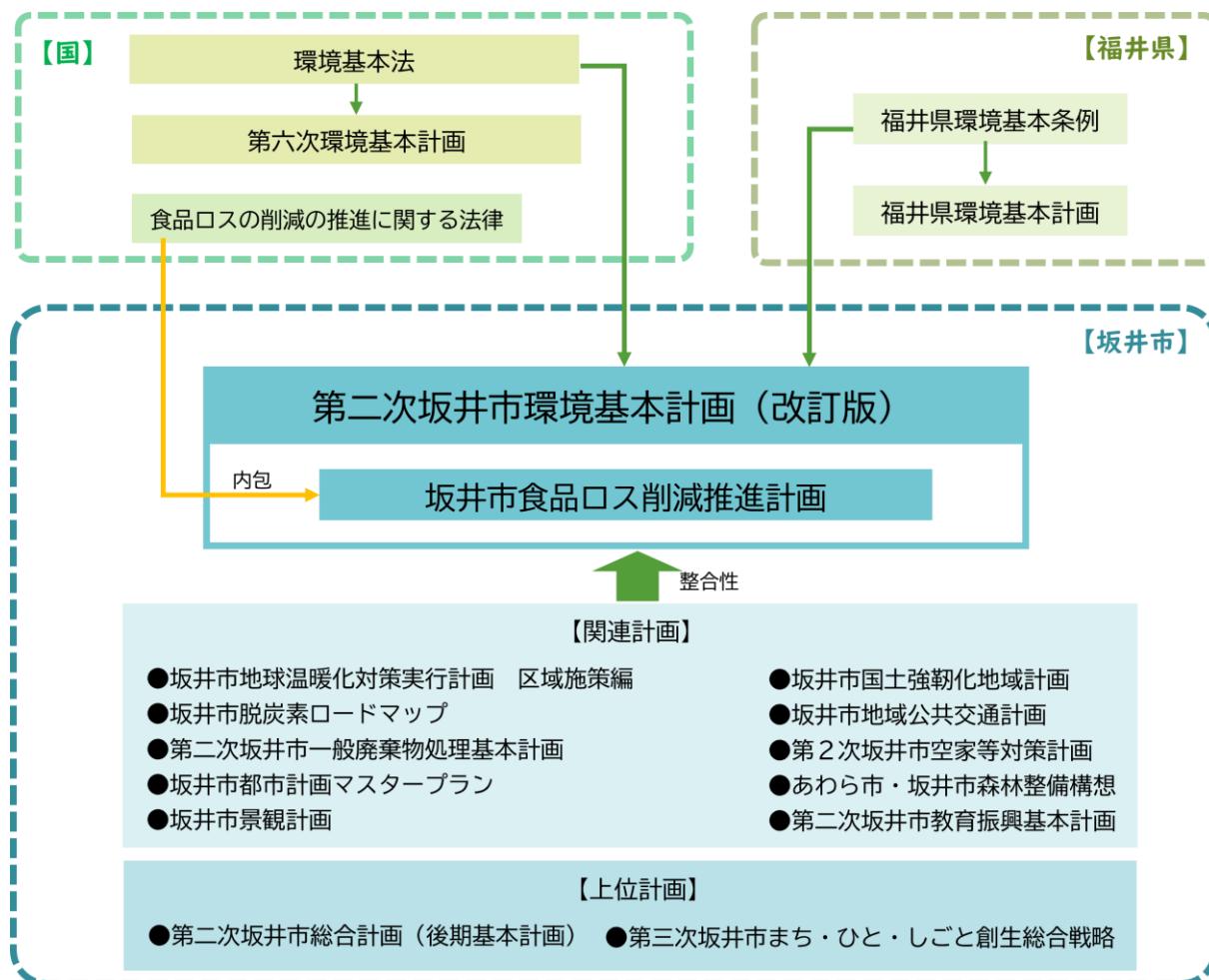
本計画を推進し、環境問題を解決するためには、市民、事業者、市（行政）の各主体が連携した取り組みが必要です。

そのため、それぞれの責務・役割を明らかにするとともに、各主体が協力し、一体となって本市の環境に関わる様々な課題に対応するための方向性を定めることを目的とします。

3. 計画の概要

◆ 位置づけ

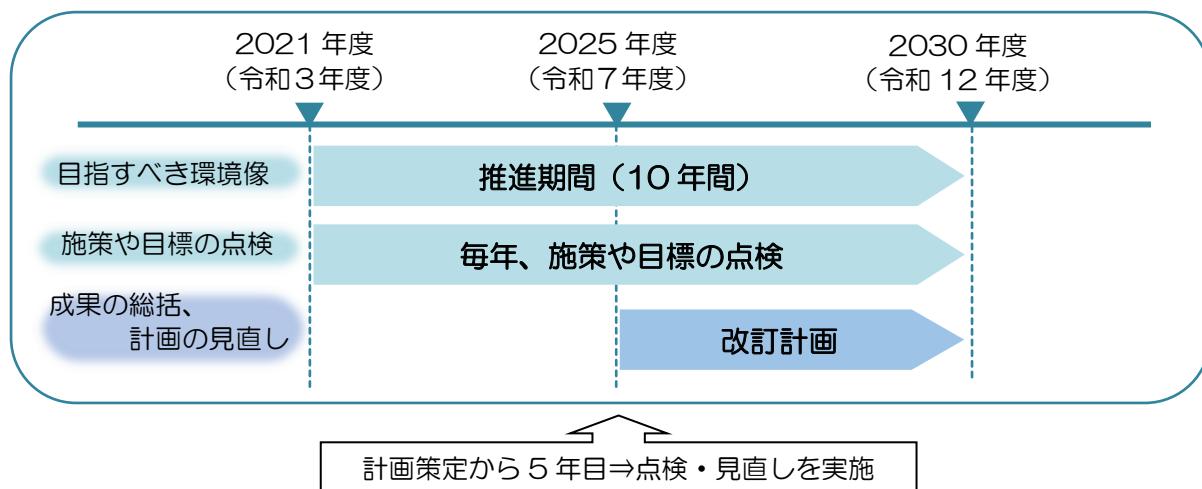
本市の環境基本計画は、坂井市環境基本条例に基づいて策定するものであり、本市の環境保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画です。また、第二次坂井市総合計画に掲げる本市の目指すべき将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現、第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「自然と共生できるまちづくり」の実現を本市の関連する各種計画と整合性を図りつつ、環境面から推進するための計画として位置づけます。



◆ 計画の期間（目標年次）

本計画は、対象期間を 2021(令和3)年度から 2030(令和 12)年度までの 10 年間と定め、目標年次の 2030(令和 12)年度における目指すべき環境像の実現に向けて、各種施策に取り組んでいます。

また、2025(令和7)年度は計画策定から5年目にあたり、中間見直しを行うことで、これまでの成果を総括するとともに、社会情勢の変化や新たな課題に対する施策の充実を図ります。計画期間中は点検を毎年行うとともに必要に応じて計画の見直しを行います。



◆ 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下に示すとおりです。

対象分野	対象範囲
良好な生活環境の創出	大気汚染、水質汚濁（海・河川含む）、騒音・振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下、化学物質、空き家 など
豊かな自然と歴史資源の保全・育成	生物多様性、自然環境・景観、街並み、歴史・文化 など
循環型社会の形成	ごみの減量、リサイクル、廃棄物処理、バイオマス*の利用、水資源、地産地消* など
地球温暖化対策の推進	省エネルギー対策、再生可能エネルギー*の利用、気候変動*、地球温暖化緩和策・適応策* など
環境と共生する人づくり	環境教育やワークショップによる内発的動機づけ、環境保全活動 など



◆ 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 計画策定の背景・目的
- 計画の概要
(位置づけ、計画の期間、対象とする環境の範囲、計画の構成、各主体の役割)
- 社会的動向

第2章 環境の現状と課題

- 地域の概況・今後の課題(生活環境・自然と歴史資源、循環型社会など)
- 環境に対する意識(市民・事業者・中学生) ●現行計画の進捗

第3章 環境保全施策の体系

- 環境像
- 5つの行動方針
- 施策の体系

第4章 行 動 計 画

- 良好な生活環境の創出
- 循環型社会の形成
- 環境と共生する人づくり
- 豊かな自然と歴史資源の保全・育成
- 地球温暖化対策の推進

第5章 計画の推進方策

- 計画の推進体制
- 計画の進行管理

❖ 各主体の役割

本計画では、市民、事業者、市（行政）が主体となって参画します。このほかに、通勤・通学者や、2023（令和5）年には年間400万人を超える観光客（令和6年坂井市統計年報）が本市を訪れている現状を踏まえ、これらの方も一つの主体とし、環境保全に関して市民と同様の役割を求めることがあります。

本計画の推進における各主体の役割を以下に示します。

市 民

良好な環境づくりに向けた 参画・協働

- 日常生活でのライフスタイル改善
- 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用並びに日常生活に伴う環境への負荷の低減
- 市（行政）が実施する環境の保全に係る施策への協力

市（行政）

総合的・計画的な環境政策の推進

- 環境負荷の低減に向けた率直的な取り組み
- 環境教育・学習や意識啓発の推進
- 市民・事業者の取り組みに対する支援
- 国や県をはじめ、周辺自治体や研究・教育機関などとの協力・連携
- 市民・事業者などとの連携体制の整備

事 業 者

環境負荷の少ない 社会づくりへの貢献

- 事業活動に伴う公害の発生防止
- 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用並びに事業活動に伴う環境への負荷の低減
- 市（行政）が実施する環境の保全に係る施策への協力

4. 社会的動向

① 持続可能な開発目標（SDGs）*

持続可能な開発に向け、2015(平成 27)年9月に国連で「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」(以下、「2030 アジェンダ」という。)が採択されました。2030 アジェンダは、諸問題を国際社会全体の喫緊した課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した目標です。この 2030 アジェンダの中核を成すSDGsは、17 のゴールとゴールごとに設定された合計 169 のターゲットから構成されています。

SDGsは、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用され、気候変動や生物多様性など環境と大きな関わりのある項目だけでなく、持続可能な消費や生産、教育、雇用など様々な分野についてもゴールが掲げられており、目標を達成するためには環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していく重要性が示されています。

国内においては、2016(平成 28)年に国の指針として、「持続可能な開発目標実施指針」が策定され、SDGsの達成に向けた取り組みの推進にあたっての自治体の役割の重要性が示されています。また、2019(令和元)年には「SDGs アクションプラン 2020」が策定され、2020(令和2)年に推進する具体的施策を取りまとめています。

また、SDGs の達成に向けては、持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development*)の推進が重要視されており、環境教育もその中核的な役割を担うものとして位置づけられています。特に、2020(令和2)年から 2030(令和12)年における ESD の国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育:SDGs 実現に向けて(ESD for 2030)」では、パートナーシップとコラボレーションの重要性が強調されています。

本市においても環境教育を通じて市民の理解と行動を促進し、地域全体で SDGs の達成に貢献していきます。

 1. 貧困をなくそう	 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 13. 気候変動に具体的な 対策を
 2. 飢餓をゼロに	 8. 働きがいも経済成長も	 14. 海の豊かさを守ろう
 3. 全ての人に 健康と福祉を	 9. 産業と技術革新の基盤 をつくろう	 15. 陸の豊かさも 守ろう
 4. 質の高い教育 をみんなに	 10. 人や国の不平等を なくそう	 16. 平和と公正をすべて の人に
 5. ジェンダー平等 を実現しよう	 11. 住み続けられるまち づくりを	 17. パートナーシップで 目標を達成しよう
 6. 安全な水とトイレ を世界中に	 12. つくる責任 つかう責任	

【SDGs の 17 のゴール】

資料:国際連合広報センターホームページ

② 第六次環境基本計画

第六次環境基本計画は、2024(令和6)年5月に閣議決定された、環境基本法に基づき策定される国の環境分野の最上位計画です。

本計画の策定の背景として、地球が直面する「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」の3つの危機に加え、日本国内における人口減少、少子高齢化、経済の長期停滞といった経済・社会的課題が挙げられています。

環境の状況や環境対策の在り方は、経済・社会の在り方と密接に関連していることから、本計画では、環境政策の最上位の目的を「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」(以下、「ウェルビーイング／高い生活の質」という。)の実現としています。この「ウェルビーイング／高い生活の質」とは、環境を守ることによって、物質的な豊かさだけでなく、健康で心豊かな暮らしを目指すという考え方です。本計画では、こうした暮らしを将来にわたって実現するために、環境を守りながら経済や社会も発展させる「新しい成長」を進め、「循環共生型社会」の構築を目指しています。

この環境の持続可能性を保ちつつ、経済や社会の発展を可能にする「循環共生型社会」の実現に向けては、政府、市場、国民が相互作用し、共に進化していく必要性が強調されており、地方公共団体、国民、企業、NPO等の多様な主体がそれぞれの立場で協働し取り組んでいくことが期待されています。

本市においても第六次環境基本計画の方向性を踏まえ、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた施策を推進していきます。

TOPIC

坂井市が目指すウェルビーイング

ウェルビーイング (Well-being) とは、身体的・精神的・社会的に満たされた状態のことを指し、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む考え方です。1946(昭和21)年にWHO(世界保健機関)によって提唱されました。

本市では、2023(令和5)年度に実施した市民対象の「第7期坂井市まちづくりカレッジ」にて、幸せを実感(ウェルビーイング)できる地域づくりを進める上での、8つの「ウェルビーイング指標」を作成し、市民誰もが幸せを感じることができるまちを目指しています。

1 自己実現 	自分の能力や個性を生かして、自分らしく力を発揮できるまち	2 誇らしく思える 	自信や愛着を持って、心からすばらしいと思えるまち	3 自分らしくいられる 	自分の考え方や意思を持って、自分の意見を言えるまち	4 安全で安心できる 	防災や防犯、交通安全などに努力して、安心して暮らせるまち
5 楽しくわくわくできる 	喜びや情熱がわくこと、生きがいや楽しみを持って暮らせるまち	6 希望を持って暮らせる 	ビジョンに向かって力を出し合い、乗り越えられる持続可能なまち	7 助け合える 	互いに思いやり、愛情ややさしさを持って協力し合えるまち	8 互いを尊重できる 	一人一人の個性や人権を尊重し、違いを理解し、認め合えるまち

【坂井市の8つのウェルビーイング指標】

③ 生物多様性

近年、地球規模での生物多様性の損失が深刻な問題となっており、国際的な取り組みが加速しています。

2022(令和4)年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030(令和12)年までにネイチャーポジティブ*(生物多様性の負(損失)の流れを止めて正(回復)に反転させること)を実現することがミッションとして掲げられ、その実現のために、2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を保護地域等として効果的に保全する「30by30目標」が設定されました。

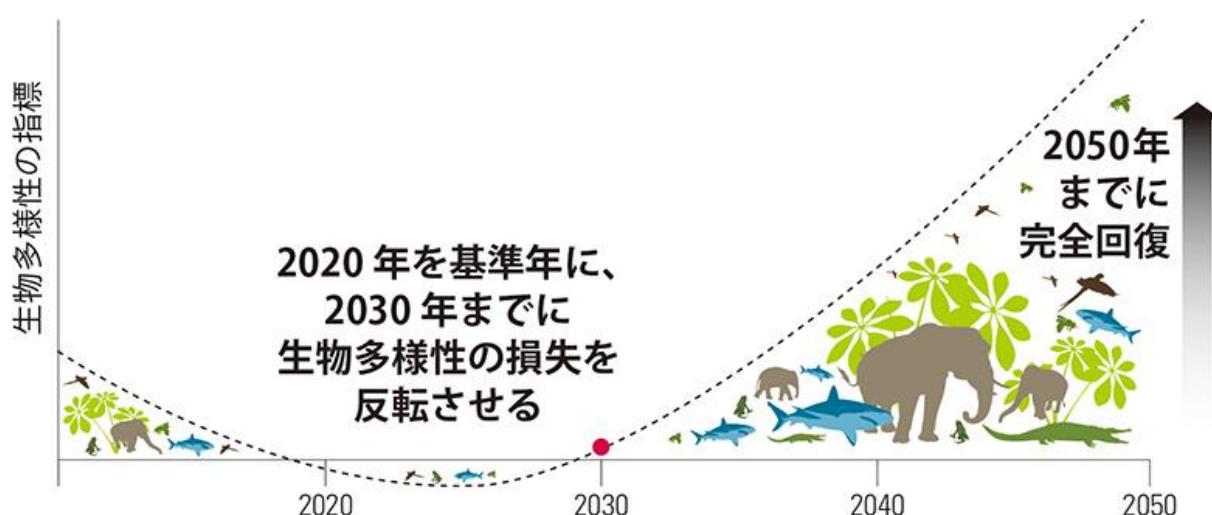
これを受け、我が国では、2023(令和5)年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、2030(令和12)年のネイチャーポジティブの実現を目指すことを表明しました。

ネイチャーポジティブの実現に向け、日本国内においても「30by30目標」を達成するために、同年4月より、従来の保護地域に加えて、民間(企業、団体、個人)、自治体などの取り組みにより、生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始しています。

さらに、2025(令和7)年4月には、民間等の生物多様性保全に係る取り組みを一層促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」が施行されました。これにより、民間等の生物多様性の維持・回復・創出に資する活動を評価し、活動の実施区域を「自然共生サイト」として認定する制度が法的に整備されました。

加えて、2024(令和6)年3月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換に向けた取り組みを進めるなど、生物多様性を回復させるための能動的な施策・取り組みが実施しています。

本市においても自然共生サイトの認定取得に向けた施策を推進していきます。



【2030(令和12)年までのネイチャーポジティブの状態】 資料:WWF ジャパン

④ 循環型社会

地球規模での資源制約や環境負荷の増大を背景に、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムから脱却し、資源の循環利用を基盤とした持続可能な社会への転換が世界的に進められています。

我が国では、2024(令和6)年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制を通じて、「気候変動」、「生物多様性損失」、「汚染」等の社会課題の解決に貢献する「循環経済への移行」が最重要課題として位置づけられました。この計画では、資源循環により我が国の温室効果ガス排出量の約36%を削減できる可能性があるとされており、脱炭素化と資源循環の一体的推進が明確化されています。

また、近年では、プラスチック製の漁具や廃棄物、水害などで流失したプラスチックごみが海洋に流出し、海洋環境の汚染や生態系への影響が懸念されています。2022(令和4)年4月には「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック製品の設計から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体での資源循環が促進されています。市区町村においては、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収することが努力義務として規定され、より効率的なリサイクル体制の構築が求められています。

食品ロス(食べられるのに捨てられる食品)も深刻な問題となっており、国の2023(令和5)年度推計によると、日本では年間約464万tの食品ロスが発生しており、このうち約233万tは家庭から、残りの約231万tは食品関連事業者から排出されています。国民1人当たりに換算すると年間約37kgの食品が捨てられていることになります。



世界では、栄養不足の状態にある人々が多く存在する一方で、日本では食料の多くを輸入に依存している中、大量の食品ロスが発生していることが問題となっています。また、食品ロスは、食品がごみとして処分される際だけではなく、食品の生産や輸送の際にも大量の燃料が使用されていることから、地球温暖化にもつながっています。

食品ロスの削減は、国際的にも重要な課題となっており、SDGsでは「目標 12. つくる責任 つかう責任」において、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」が国際目標として設定されています。日本では、家庭系食品ロスについて「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度までに食品ロス量を半減させる、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2025(令和7)年3月公表)において、2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度までに食品ロス量を60%削減させることができます。これに伴い、消費者が食品を購入する場面での「買い方を変える」取り組みや、宴会時の食べ残しを減らす「全国おいしい食べきり運動」など様々な取り組みを実施しており、国全体として食品ロス削減に向けた機運が高まっています。

本市においても、ごみの減量や食品ロス削減に向けた施策を展開し、循環型社会の形成を推進していきます。

⑤ 地球温暖化対策

気候変動に起因すると考えられる自然災害は、2000 年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水、土砂災害など、毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しており、「気候危機」ともいえる時代となっています。

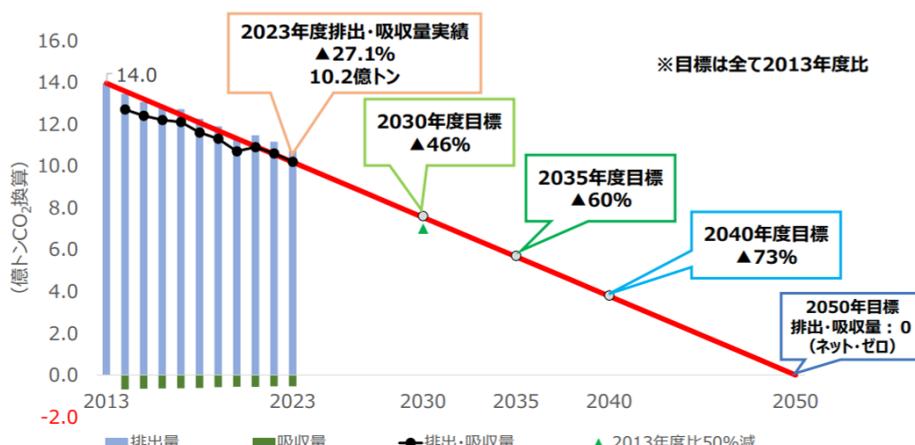
2015(平成 27)年 12 月の第 21 回締約国会議(COP21)においてパリ協定が採択されました。これは、2020(令和2)年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定であり、産業革命以前に比べて世界の平均気温の上昇を2°C以下に、できる限り1.5°Cに抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。パリ協定の批准以降、国際的な脱炭素の流れは加速しており、日本においても、それに呼応する形で脱炭素の取り組みが進められています。

我が国では、2020(令和2)年に「2050 年カーボンニュートラル*宣言」を表明し、その後 2030(令和 12)年度の温室効果ガス削減目標を「2013 年度比で 46% 削減し、さらに 50% の高みを目指す」としました。2024(令和 6)年度に策定された「地球温暖化対策計画」では、2035(令和 17)年度 60% 削減、2040(令和 22)年度 73% 削減(2013(平成 25)年度比)という中間目標を設定し、2050 年ゼロカーボンの実現に向けた道筋を明確化しています。また、同時に策定された「第7次エネルギー基本計画」では、これらの新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策が位置づけられており、地方公共団体においても国の計画との整合性を図った計画策定が求められています。

また、2021(令和3)年に決定された「地域脱炭素ロードマップ」では、地球温暖化対策において、行政、事業者、市民などあらゆる主体で構成されたパートナーシップによる取り組みが重要視されており、中でも地域脱炭素が重要な役割を担うとしています。地方公共団体においては、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス削減施策の展開が求められています。

県においては、2030(令和 12)年度の温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 49% 削減することを目標として掲げています。

本市においても温室効果ガスの排出削減に向けた施策を展開し、地球温暖化対策を推進していきます。



資料：環境省